

議案第 67 号

平成 27 年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算

平成 27 年度川崎市の墓地整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第 1 表繰越明許費」による。

平成 28 年 2 月 15 日提出

川崎市長 福田 紀彦

第 1 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
1 墓 地 整 備 事 業 費	1 墓 地 整 備 事 業 費	早野聖地公園墓地整備事業	千円 221,294